

【ポスターセッション】

## 認定社会福祉士認証研修に関する現状と課題について

—日本社会福祉士会生涯研修制度との関連を踏まえて—

南九州大学 林 典生 (会員番号 5404)

キーワード：認定社会福祉士制度・生涯研修制度・認証研修

## 1. 研究目的

社会福祉士は国家試験に合格・登録するのが終点ではなく、生涯にわたる自己研鑽を行う必要があるとされている。日本社会福祉士会では1999年より生涯研修センターが設置され、さらに2012年4月より基礎研修Ⅰ～Ⅲ（原則、基礎研修Ⅰ：2日間、基礎研修Ⅱ：11日間、基礎研修Ⅲ：11日間の計24日間）を各1年度間で受講する合計3年度間を基礎課程として設けられ、現在に至る（日本社会福祉士会ホームページ内の生涯研修制度の項目より）。この基礎課程の変更は2012年度より本格的に運用されている認定社会福祉士制度と関連付けて設けられており、基礎研修Ⅲを修了すると共通専門科目10単位修得となり、認定を受ける分野（高齢、障害、児童・家庭、医療、地域・多文化の5分野）で2年間の実務経験を有する以外に、スーパービジョン10単位（2単位=1年、計5年）と分野専門科目10単位（分野における制度等の動向（1単位）、理論・アプローチ別科目（1単位以上）、対象者別科目（1単位以上）、ソーシャルワーク機能別科目群の科目（1単位以上）を含む）で認定社会福祉士を取得可能であると認定社会福祉士認証・認定機構ホームページで説明があり、今日に至る。

しかし、認定社会福祉士を取得するために取得単位数に基づいて認定社会福祉士特別研修が2013年度から2017年度までに実施され、日本社会福祉士会ホームページ内の認定社会福祉士登録機関の項目によると2019年4月1日時点で認定社会福祉士は953名が登録されている。さらに、2019年度に認定社会福祉士取得に一定の条件の下で、認定社会福祉士認定研修を受講した上で、認定社会福祉士の申請できる新ルートが設けられる等のルールの改正等が行われると共に、日本社会福祉士会では2019年度事業計画の中に基礎研修テキスト改訂を行う等の改善作業が実施されている（日本社会福祉士会ホームページ内の会員向け資料より）。これらの流れを認定社会福祉士制度との関連も含め客観的な資料に基づいて分析を行うことで、現状と課題を明らかにするために本研究を実施した。

## 2. 研究の視点および方法

認定社会福祉士認証・認定機構、日本社会福祉士会および都道府県社会福祉士会等の実施団体のホームページにて掲載されている資料に基づき、共通専門科目および分野専門科目の開催科目や開講場所等のデータ整理に基づき分析することを試み、特に情報の信頼性を高めるために各実施団体のホームページ掲載情報の確認に複数回実施した。また、日

本社会福祉学会の研究倫理規程等・日本社会福祉士会の倫理綱領・行動規範等の倫理的配慮を確認しながら実施した。

### 3. 倫理的配慮

この研究は各ホームページに掲載されている研修関連情報を必ず確認するとともに、分析・考察時に日本社会福祉学会の研究倫理規程等・日本社会福祉士会の倫理綱領・行動規範等の倫理的配慮を確認しながら実施した。

### 4. 研究結果

認定社会福祉士認証・認定機構ホームページによると、共通専門科目の開講は日本社会福祉士会の基礎研修Ⅰ～Ⅲを除き、日本社会福祉士会は1科目（2019年度に都道府県社会福祉士会へ実施主体が移管された後は開講なし）のみ、都道府県社会福祉士会での開講は複数の研修を実施している東京都を除き、1県で1科目のみ（受講人数が集まらず中止との報告）であり、他は大学等の教育機関や他の専門職団体であった。但し大学等の教育機関は関東圏域に集中しており、北海道・北陸・関西・中四国・九州圏域では1か所のみ開講、東北圏域では開講されていないことが明らかになった。これらの結果から社会福祉士が認定社会福祉士を取得する場合、共通専門科目10単位を未履修のままでは新ルートでの認定社会福祉士取得は厳しく、特に基礎研修Ⅰ～Ⅲの研修を受講するのに移動負担がある離島等の地方在住の社会福祉士にとって、学習機会を確保するのが厳しい状況であることが明らかになり、改善する必要があることが明らかになった。

また、分野専門科目研修の開講状況を調べると、後見制度の活用（成年）に関する研修が日本社会福祉士会の委託研修（2018年度は13道府県）と都道府県社会福祉士会独自の認証研修を7都府県で開催される一方、障害分野や地域・多文化分野の理論・アプローチ系科目や児童・家庭分野の対象別科目およびソーシャルワーク機能別科目群の地域開発・地域福祉活動（分野共通）の様に大学等の教育機関以外に開催されない研修が存在すると共に、認定社会福祉士認証・認定機構が提示している研修プログラムの中でも児童・家庭分野の児童家庭支援と要保護児童対策地域協議会や地域・多文化分野の就労/社会参加が大学等の教育機関及び他の専門職団体も含め開講されていないことが明らかになった。また、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会に実施主体が移管された研修があるが、移管後に自殺予防ソーシャルワーク研修の開催が2県、滞日外国人（多文化）ソーシャルワーク研修の開催が2県と限られる研修がある一方、移管されずに独自に研修認証を取得したスクールソーシャルワーク研修の開催が5府県見られる状況が明らかになった。

### 5. 考察

上記の研究結果の通り、認証研修の開講科目や開講場所が限られている現状があり、日本全国どこでも自己研鑽するために学習機会が厳しいことが明らかになった。今後は学習機会を確保するために、e-ラーニングの活用や後見制度の活用（成年）に関する研修以外の日本社会福祉士会の委託研修実施等を検討する必要がある。